

いきいき萌丘ささき重信通信

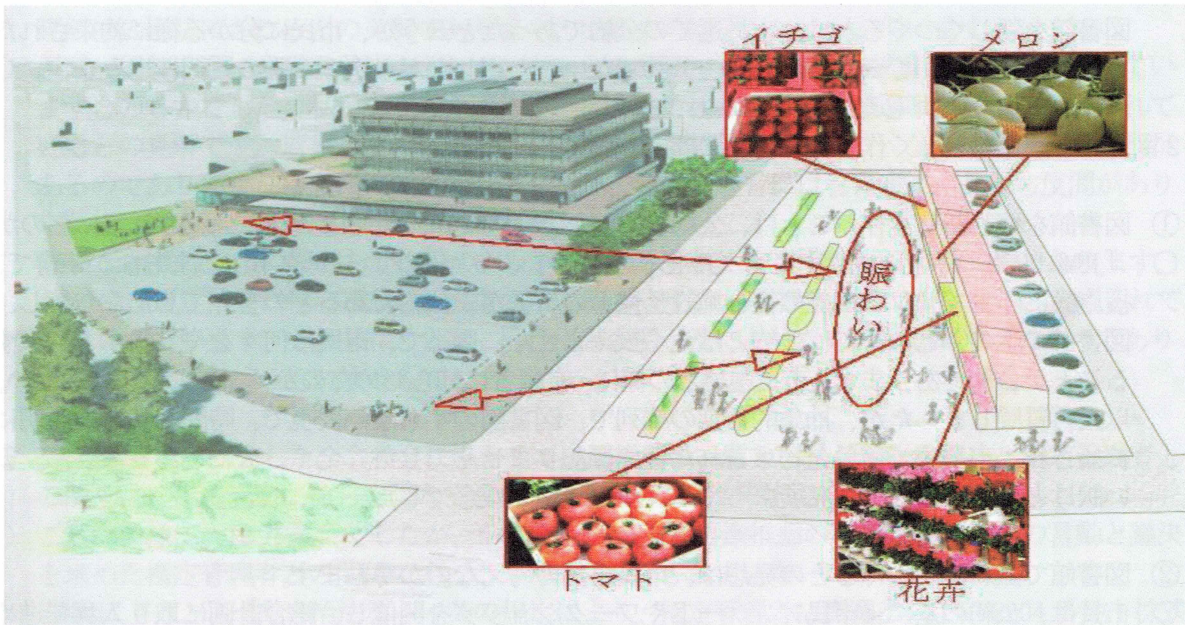
発行：萌丘幼稚園 萌丘東幼稚園 萌丘東保育園 いきいき萌丘東ノ郷 市議 ささき重信 (電話 82-1255)

<今の図書館を壊して、庁舎前に新しくつくる必要があるのでしょうか。>
 “市民の皆さん”図書館は静かに読書や勉強するところです。特に、今の図書館は樺と緑に囲まれて、図書館の風格が整って、理想的になってきたところです。素敵な環境です、それなのに市長は何が目的なのか、図書館を壊して、庁舎北側に新しくつくるとのこと。議会でさとし質問しても理解が進みません。本当に困ったことです。

<新庁舎 80 億円に続いて 44 億円もかかります、不安がいっぱいです。>
 ご案内の様に、新庁舎建設は、未だかつてない大きな支出でした。それが休むひまもなく 44 億円もかけて、今の図書館を壊して庁舎前につくるのです。それも、人寄せに図書館をつかって賑わいをつくるとのこと、考えられない周辺整備です。皆の税金です、もったいない無駄にしないで欲しいです。

<今を見つめ明日を思うと心配です。>
 市も人口減に入り、財政大変です。教育・福祉・インフラは欠かせません。今はコロナ禍で、経済は倒産や不況で四苦八苦、市民生活も自粛と緊張で一杯です。ハコモノへの投資も自粛のときです。借金は、孫の代まで続きます。

<どうみても 44 億円はもったいない。>
 44 億円有効につかいたい。私なら、4 億円で直売所をつくり 40 億円は市民に還元する方法考えます。皆さんなら如何ですか、ご提案お願いします。



図書館よりも直売所 (安くて美味しいイチゴ、トマト、メロンに花卉でイメージアップ)

令和3年3月1日 市議会での私の質問に対しての市長答弁と総括です。

13番自由民主市民の会の佐々木でございます。質問の機会を頂き、感謝とお礼の気持ちで市民を思い、執行部を質して参りますので、心ある答弁を求めています。

1 新庁舎周辺整備から伺います。

- ① ご案内の様に、新庁舎建設には、約80億円もの大きな予算がかかりました。続いて、44億円をもかけての周辺整備とは、真岡市の財政力を考え、100年に1度と云われるウイルス感染のパンデミックの中、自粛と緊張の真只中でありました。この厳しい現実を厳粛に受け止め、市の状況を考え、市民に負担がかからないよう、最善を尽くして、周辺整備は取りやめた方がよろしいと思うのですが、市長に伺うのであります。
- 「遊ぶ・学ぶ・にぎわう」複合施設として整備する事業として位置づけ、取りやめる考えはないと、長い云い訳の答弁でした。ハコモノづくりで大変心配される方向です。特に、今日のウイルス感染拡大のなか、市民誰もが緊張し落ち込んでいる生活であります。それでも、図書館をつくって新庁舎の周辺整備を進めるとは、不安がつるのであります。
- ② 冷静に考え、コロナウイルスが落ち着いて、生活も正常化し経済も立ち直ってからでも、必要な施設なら遅すぎることはないと思います。先送りの考えはないのか伺います。
- しかし、全く先送りする考えはありませんとの答弁でした。借金を少しでも減らし、市民に負担をかけないように、先送りお願いしたが、市民の思いは伝わりませんでした。
- ③ 真岡市の名産イチゴ、トマト、メロン、花卉等の地産地消の直売所をつくって、賑わいをつくることは、市民のためになることです。有効な施策ですので推奨いたしますが、図書館に代わって直売所を整備する考えについて伺います。
- 中心市街地の活性化するのに、図書館でなく直売所をつくる考えはないとの答弁でした。市民のための市政なのかと気になりました。特に、今回の周辺整備で、図書館を壊して庁舎周辺に図書館を新しくつくるとは、市長選での公約であったと云うが、市民に分かる様に約束されたものなら、とやかく云えませんが、公約でないこと正しながら次の2番の質問に進みます。

2 図書館を壊して新しく作ることへの疑問について尋ねます。

- ① 図書館を壊し新しく作ることは、公約であったと云うが市長選でどの様に公約されていたのか。
- 「JUMP UP もおかだれもがわくわくする街づくり」の5つのプロジェクトで、まちなか子育て支援施設に子育てサロン機能の複合施設整備との文言が、公約であるとの答弁でした。しかし、図書館のトの字もなく、公約とは全く云えません。選挙で、市民に何々をやりますと約束することが公約であります。市長選でどの様に、有権者に知らせめたのか、ここに示して下さい。以上再質問しましたが、抽象的言葉の羅列で、図書館の字もない表現で、時間かせぎの説明に終始され、市長選で市民と約束された答弁はありませんでした。全く、公約ではありません。云い訳けと逃げの答弁で、発展あるやりとりが出来ず残念でした。
- ② 図書館で賑わいをつくることの発想は、市長自信の考えなのか尋ねます。
- 市長は、公約の基に、市民アンケートやワークショップを開催し、総合計画に取り入れて進めているとの答弁でした。しかし、市民と約束のない独善的言葉が、まかり通るのかと不思議に思った議会でした。市長選で図書館のトの字も云わないで、就任後、複合施設に図書館を組み

入れた経緯、何故本当のこと云えないのか、長いだけの答弁でまことに残念でした。

- ③ 社会教育主事の知見を得て、新庁舎周辺整備に図書館の建設を導入して、賑わいを取り入れようと判断されたのか。
- 図書館の移転や新築は、社会教育主事の職務外なので知見は受けなかったとの答弁でした。図書館を「つくるつくらない」は、大事なことなので厳しく質しましたが、作ることの答弁を繰り返すだけで、誰のための図書館なのか嘆かわしいことでした。
- ④ 市には、社会教育主事を、法律上置かなければならないことになっているが、真岡市にはいないとの話があるが、どうなのか。
- 社会教育主事を1名配置しているとの答弁でした。しかし、兼務との話があるが責任ある職務遂行は出来ないのではと質しましたが返事はなかったです。
- ⑤ 社会教育主事がないので、新庁舎周辺に図書館をつくるとか、賑わいを図書館でつくるとか、常識では考えられないようなことになったのか。
- 前述同様図書館の建設には社会教育主事は無関係ですとの答弁で、図書館をどうすべきかの真剣味が伝わって来ませんでした。
- ⑥ 図書館は、静かで落ち着ける環境にあることが必須と考えられますが、その考えは。
- 中心市街地や駅の近くに設置されているケースの話はされましたが、立地条件の答弁はなくて、図書館をどう捉えているのか気になってしまいました。子ども図書館のような分館であれば、設置も考えられることがあります。

3の項目 2 選出馬表明の問題点（法律上との関り）について質します。

- ① 令和2年12月議会ですが、市長は、弔詞（弔電）は続けるとの答弁でした。しかし、検察庁の見解は公選法にふれるとの見解であります。出馬表明に問題ないのか伺います。
- 弔電（弔詞）は、公職選挙法にふれていないとの判断で、出場表明への影響はないと考えていますとの答弁でした。私が調査した限り、宇都宮地方検察庁は、公職選挙法第147条にふれているとの見解です。肩書きだけにするか止めるかしないと心配であり、公選法にふれる恐れがあるのであります。ゆえに再度質問しましたが、質問の趣旨には答えず、市長から反問があり中断後、まともな答弁はありませんでした。
特に、市長は、市の顔であり市民のトップであり、率先して法令を順守する立場であります。市の倫理規定によれば、市長は、法を遵守し疑惑をもたれる行為はしてならないと定められているのであります。それ故に、2選に挑む出馬表明が法にふれないのか心配で尋ねるのであります。質問には応えられませんでした。
- ② 12月議会でありました、令和会代表として出馬推薦の言質と市長が議決を求めた指定管理者との関りは、出馬表明に何ら支障なく法にふれないのか、お尋ねします。
- ご案内の様に、12月議会でしたが、令和会代表として再選推薦の質問された議員の言動と議決を求めた指定管理者との関係です。この件は、法にふれていないのか伺うのです。
議案によると、地方自治法第244条の規定により、指定管理者に真岡市久下田2204番地1株式会社二宮金次郎商店代表取締役柴恵を指定することについて、市長から議会の議決を求めると上程されました。市長と議員の立場であります。そして12月7日には、指定管理者の代表者で

ある柴恵氏が、令和会の代表として質問に立ち、市長に次期市長選の決意について、令和会として推薦すると言質がありました。このことは、利権誘導なり、贈収賄の事案に当てはまるのではないかと質問に対し、まともに応え様としないで、唯々指定管理者指定の手続きについての答弁ばかり述べて、問題をそらすのでした。

- ③ 昨年3月議会での、道の駅建築設計請負の答弁等は、市長と請負企業との関係において、出馬表明に心配なく法にふれていないのか、何うのであります。
即ち平成31年3月議会の、道の駅建築設計請負に関する予算に、19,440,000円が計上されてきました。これは、執行権者の市長と請負企業との関係において、出馬表明には、なんら問題ないのか。加えて、設計を請負った篠原設計の実質的オーナーの篠原泉氏は、石坂真一後援会の幹部であると云われております。一般に、設計会社は設計を請け負いたい、請負発注者は、再選出馬の推薦を頂きたい。この様な利害関係は、利権供与又は贈収賄の件で、法にふれないのか出馬表明に支障ないのか何うのであります。加えて、2月9日朝日新聞によると、後援会幹部から2期目を目指すよう求められて決意したと表明されております。これらを鑑みますに、柴恵氏及び篠原泉氏は、とも石坂真一後援会の幹部の立場であると云われております。その様な関りあるなかでの2選出馬の表明であります。これらの行為は、法律にふれないのか質すのであります。
- 市長と請負企業との利害関係等を質したのに、その疑問にかかわることには応えず、請負業者の選定の経過のみの答弁でした。正直に応えようとしないう姿勢で驚嘆しました。

参考資料

- ◎ 宇都宮地方検察庁 令和2年11月4日の見解から（用詞について）
- ・ 禁止規定にふれていても、罰則規定がないと検察官は処罰への行為を示せません。然し、禁止を侵して良いわけではありません。との見解で常識的にしてはいけないことです。
- ◎ 真岡市倫理条例から
- ・ 倫理条例第1条 市長は、法令を遵守し疑惑をもたれる行為はしてならないと規定されており、先立つ市長としては、率先して疑わしいことはやめることです。
- ◎ 石坂真一市長が、令和2年11月30日に提出した指定管理者の指定についての概要
- ・ 指定管理者となる団体の名称等 真岡市久下田 2204 番地 1
株式会社二宮金次郎商店
代表取締役 柴 恵
 - ・ 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- ◎ 柴恵議員が、令和2年12月7日に質問した一般質問通告について
- ・ 市長の政治姿勢 「次期市長選の決意について、どのように考えているのか。」
- ◎ 篠原設計の実質的オーナー篠原泉氏は、平成31年4月7日執行の県議選で石坂大（石坂市長の子息）選挙事務所の掲示責任者でした。